京都市告示第167号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第5条第1項の規定に基づき,路上 喫煙等禁止区域(以下「禁止区域」という。)を指定しますので,関係図書を 縦覧に供します。

平成23年6月20日

京都市長 門川 大作

1 禁止区域の名称及び範囲

(1) 京都駅地域

	名 称		範囲
1	東洞院	通	七条通南側端線から皆山緯15号線までの東洞院通
2	不 明 門	通	七条通南側端線から塩小路通北側端線までの不明門通
3	鳥 丸	通	七条通南側端線から塩小路通北側端線までの烏丸通
4	室町	通	皆山経10号線
5	新 町	通	七条通南側端線から塩小路通北側端線までの新町通
6	西洞院	通	七条通南側端線から塩小路通北側端線までの西洞院通
7	七条	通	東洞院通西側端線から西洞院通東側端線までの七条通
8	木津屋橋	通	烏丸通西側端線から西洞院通東側端線までの木津屋橋通
9	塩 小 路	通	東洞院通西側端線から西洞院通東側端線までの塩小路通
1 0	八条	通	竹田街道西側端線から油小路東側端線までの八条通
1 1	夷 之	町	下京区夷之町の一部
1 2	西境	町	下京区西境町の一部
1 3	東 境	町	下京区東境町の一部
1 4	真 苧 屋	町	下京区真苧屋町の一部
1 5	塩 小 路	町	下京区塩小路町の一部
1 6	東塩小路	一	下京区東塩小路町の一部
1 7	南不動堂	订	下京区南不動堂町の一部

	名 称	範 囲
1 8	東油小路町	下京区東油小路町の一部
1 9	東塩小路釜殿町	下京区東塩小路釜殿町の一部
2 0	東塩小路高倉町	下京区東塩小路高倉町の一部
2 1	西九条院町	南区西九条院町の一部
2 2	東九条室町	南区東九条室町の一部

(2) 清水·祇園地域

	名 称		範囲
1	祇園町南側	訓	東山区祇園町南側の一部
2	清井町	丁	東山区清井町の一部
3	鷲 尾 町	丁	東山区鷲尾町の一部
4	月 見 町	lŢ	東山区月見町の一部
5	下河原町	lŢ	東山区下河原町の一部
6	上弁天町	lŢ	東山区上弁天町の一部
7	小 松 町	lŢ	東山区小松町の一部
8	毘沙門町	lŢ	東山区毘沙門町の一部
9	下 弁 天 町	lŢ	東山区下弁天町の一部
1 0	南	丁	東山区南町の一部
1 1	桝 屋 町	lŢ	東山区桝屋町の一部
1 2	八坂上町	ll,	東山区八坂上町の一部
1 3	金 園 田	丁	東山区金園町の一部
1 4	玉 水 町	lŢ	東山区玉水町の一部
1 5	上 田 田	丁	東山区上田町の一部
1 6	星 野 岡	丁	東山区星野町の一部
1 7	辰 巳 町	丁	東山区辰巳町の一部
1 8	清水一丁目	1	東山区清水一丁目の一部

	名 称	範 囲
1 9	清水二丁目	東山区清水二丁目の一部
2 0	清水三丁目	東山区清水三丁目の一部
2 1	清水四丁目	東山区清水四丁目の一部
2 2	清水五丁目	東山区清水五丁目の一部
2 3	五条橋東六丁目	東山区五条橋東六丁目の一部
2 4	小 島 町	東山区小島町の一部
2 5	梅林町	東山区梅林町の一部
2 6	遊行前町	東山区遊行前町の一部
2 7	白 糸 町	東山区白糸町の一部

2 指定する日

平成24年2月1日

3 関係図書の縦覧場所

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町348番地

ヤサカ河原町ビル2階

京都市文化市民局市民生活部くらし安全推進課

(文化市民局市民生活部くらし安全推進課)